

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080001	総務省	債務負担行為の範囲の拡大	地方自治法第214条	(債務負担行為) 第二百四十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。	c	-	ご指摘のような目的の場合は、債務負担行為によってではなく、地方債制度により対応すべきものである。					
zB080002	全省庁	府省における官房基幹業務	-	実施していない	b		物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は最適化計画の実施内容として掲げられた外部委託化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算進行管理システムを設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって、当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて要望のうち可能なものから実施していきたい。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080001	総務省	債務負担行為の範囲の拡大	5013	5013B001	1	1	ウエイスト マネジメント コンサルタント	1	債務負担行為の範囲の拡大	民間資金を活用し事業を展開するために、事業期間終了後の支払いができるようにする。	財政難に困窮している自治体では、住民の生命に関わる緊急を要する事業でさえ保留状態であり、先の見通しも立っていない。そのため分割払いによる事業方法が望まれている。現行法では事業費の分割払いを、PFI事業のみ特例で認めている(総務省窓口で口頭により確認)。PFI事業では事業期間内に分割で支払うことになるが、必ずしも長期の事業期間を要しない事業が多く存在しているし、VFMが出なければPFI事業にもなり得ない。また地震対策など緊急を要している事業については、PFI事業の事務を省き早急に事業を始める必要がある。PFI事業以外の事業費の分割払いが可能であれば、立ち遅れている事業の促進を期待できる。	学校や病院、橋梁などの耐震補強を進めたいが、財源がないため立ち遅れている事業を、建設事業者等の自己資金を投入して早急に進め、事業費を長期分割払いとする。	地方自治法第208条2項の予算単年度主義、第214条債務負担行為により、事業期間終了後の分割払いは認められていない。	営業先顧客数件から事業費が確保できずに困っていると相談を受け、中堅ゼネコンに自己資金投入について打診したところ、可能であることと建設市場回復のために取り入れたいと回答があった。国民の安全の確保と不況に喘ぐ建設業界の再建のために、前向きにご検討いただきたい。
zB080002	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	4	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考ええる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考ええる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考ええる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080003	総務省	地方自治体バックオフィス系業務の市場化テスト	-	-	d	-	バックオフィス業務を含めた地方公共団体の事務事業全般については、アウトソーシング推進の観点から総点検を実施するよう各地方公共団体に要請するなど、地方公共団体の事務事業のアウトソーシングを積極的に推進しているところ。 なお、地方公共団体が、その事務事業を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされているところ。		貴省の回答で、「地方公共団体が、その事務事業を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされているところ。」とされているが、本提案を実現するうえで、どのような現行の法律改正等を要するか、具体的にご教示願いたい。			
zB080004	総務省	窓口業務の市場化テスト	住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条 地方税法第20条の10	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(住民基本台帳法第12条) 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。(地方税法第20条の10)	c		住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めた厳正な服務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、住民票の写し及び納税証明書等に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。 住民票の写し等には住民情報が記載されており、また、納税証明書等には税額に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しようとはしない。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、地方公共団体が、その事務事業を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行う」とされているが、本提案を実現するうえで、どのような現行の法律改正等を要するか、具体的にご教示願いたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080003	総務省	地方自治体バックオフィス系業務の市場化テスト	5066	5066B002	1	1	トランスコスモス株式会社 MCMサービス統括 サービス 企画部 益村勝将	2	地方自治体バックオフィス系業務の市場化テスト	自治体やその外郭団体における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務はそれぞれの自治体で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができる。 3.サービスレベルの向上 業務の効率化により対応の迅速化や職員の処理内容が削減されサービスレベルが向上する。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。		
zB080004	総務省	窓口業務の市場化テスト	5067	5067B003	1	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	3	窓口業務の市場化テスト	自治体の窓口業務を民間開放する	現在、市区町村の住民サービスの窓口業務は地方自治法により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は単純処理が多い。また、市区町村が行う場合にはその組織の性格上休日対応しないなどの不便が多い。そのために、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。 民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.コストダウン・利用者にとっての料金低下 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.利用者にとってのサービスの向上 平日の時間延長や休日対応、対応場所・手段の拡大等が可能になる。	自治体の窓口業務の中の受付・手渡し・料金受領の業務全般		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080005	総務省	融資業務の市場化テスト	-	-	E	-	地方公共団体の行う審査や融資額の決定・回収などの融資業務において、地方自治法上、民間事業者への委託についての特別の制限はない。					
zB080006	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	特になし	各府省が必要な統計を独自に実施	C	.	統計調査の民間委託に関しては、「規制改革・民間開放3か年計画」(改定)に基づき、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施することとしている。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、貴省の回答によれば、措置分類に関してCとされているが、aと理解してよいか。また、試験調査の実施等の具体的に必要な措置に係る内容については、当室と十分に協議の上、進められたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080005	総務省	融資業務の市場化テスト	5067	5067B004	1	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	4	融資業務の市場化テスト	自治体の融資業務を民間開放する	<p>現在、市区町村の融資業務は地方自治法により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は銀行やノンバンク等の金融機関で実施されている業務と同様であり、審査能力や融資額の決定・回収などにおいてノウハウを有していると考えられる。そのために、民間開放することによりサービスの改善を狙うことができる。</p> <p>民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。</p> <p>1. 無駄な融資の削減 審査能力や事業の見極めが向上することで融資先の選定能力が向上する。また、回収に関しても民間のノウハウが活用されることから回収率が向上すると考えられる。</p> <p>2. 業務効率の向上 審査能力に加え、民間で行っている効率的な業務フローに基づいて行うことにより業務効率が向上する。</p>	自治体の融資業務や企業支援業務全般		
zB080006	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	5068	5068B007	1	1	個人	7	統計調査業務の市場化テスト	統計調査業務の市場化テスト	<p>現在、官が実施している指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務 具体的には以下の統計が想定される</p> <p>(内閣府所轄の承認統計) 企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 (総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 (経済産業省の指定統計) 商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、 (中小企業庁所轄の承認統計) 企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など 企業・事業所を被調査先とする統計調査</p>	<p>統計調査業務に市場化テストを実施することにより、以下のような効果実現が図られるものと期待される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・事業所については、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速な反映</li> <li>・統計データの省庁間相互利用、民間活用への促進(アクセス改善)</li> <li>・オンライン報告の導入の促進</li> </ul>	統計法 第5条や第12条、統計報告調整法第3条等	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080007	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	なし	自治体立病院の運営については、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者による運営が認められており、また、民間の医療法人に対する移譲等についても何ら制限を設けていないところ。	e		e 民間医療法人による自治体病院の運営については何ら制限を設けていないため。					
zB080008	総務省	地方自治体監査の市場化テスト	地方自治法第195、196条、第252条の17	<p>第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあつては二人とする。</p> <p>第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。</p> <p>(外部監査契約) 第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。</p> <p>2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二十四条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けるとする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。</p> <p>3 この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けるとする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。</p> <p>一 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体 第七十五条第一項の請求 二 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 第九十八条第二項の請求 三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第六項の要求 四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第七項の要求 五 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の請求</p>	C		<p>現行法上、監査委員は地方公共団体の長が、官民を問わず人格が高潔で識見を有する者及び議員から選任することとされており、「民」が選任されることは禁止されていない。</p> <p>さらに、現行規定は地方公共団体の職員であった者の選任について制限をしているところであり(いわゆるOB制限)、相対的にはむしろ「民」の選任について門戸が開かれているところである。</p>		提案にある事務局の業務について、HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080007	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010	1	1	個人	10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	独立行政法人国立病院機構法当該業務の実施主体は国立病院のみが想定されている	
zB080008	総務省	地方自治体監査の市場化テスト	5068	5068B013	1	1	個人	13	地方自治体監査の市場化テスト	現在、地方自治体の監査委員事務局及び監査事務局が実施している監査業務の市場化テスト	地方自治体の監査業務には、すでに民間企業による外部監査も存在しているが、監査委員による内部監査も存在するため	地方自治体を含めた行政機関の説明責任がより問われていく中、監査による行政機関の活動を検証するという監査の重要性は向上している。そのため、現存する内部監査にも対して、市場化テストを導入することによって効率化・監査精度の向上が期待でき、結果として行政機関のアカウントビリティ向上が図られるものと考えられる		



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080009	総務省	公共施設の管理運営の市場化テスト	地方自治法第244条の2	<p>(公の施設の設置、管理及び廃止) 第二百四十四条の二 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認められる場合を除く(ほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。) 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を助するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	E	-	公共施設のうち公の施設の管理については、指定管理者制度により民間事業者に管理を行わせることが可能となっている。					「公の施設」以外の自治体の公共施設も含め、市場化テストの可能性について検討するとともに、その際に必要となる所要の措置について検討されたい。
zB080010	法務省 総務省	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2等	<p>平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税に徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。なお、相手方の意志に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。また、使用料等については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することが可能である。</p>	(地方税)e (使用料等)d		<p>地方税については、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、公権力の行使に係る補助的な業務を含む民間への業務委託等を推進するよう通知している。なお、相手方の意志に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。また、それ以外のものについては、地方自治法上、私人への使用料等の徴収又は収納の事務の委託が可能となっている。</p>					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080009	総務省	公共施設の管理運営の市場化テスト	5068	5068B015	1	1	個人	15	公共施設の管理運営の市場化テスト	自治体における公共施設の管理運営の市場化テスト	<p>現在、自治体・外郭団体等が実施していた公共施設の管理運営は、指定管理者制度で民間事業者が受託する道が制度的には開けたが、実態としては、具体的なルールは各自治体での条例に委ねられている等の理由により、適正な競争環境による入札が実施されていない場合が多いものと想定される。</p> <p>こういった状況に対して、市場化テストも導入することによって、「官から民へ」という趣旨の実現を検討するのは妥当と考えられるため</p> <p>なお、指定管理者制度の本来の趣旨に則った成功例に鑑みると、公共施設の民間事業者による管理運営は、コスト面・サービス面向上の効果が大きいものと考えられる</p>	自治体における公共施設の管理運営業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される		
zB080010	法務省 総務省	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	5068	5068B016	1	1	個人	16	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務の市場化テスト	<p>現在、自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務は、民間のサービサー等がノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため</p>	自治体の公金徴収業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される	<p>弁護士法・サービサー法により一般企業の法律事件に関わる行為が禁止されている</p> <p>また、未納税金がサービサー法での対象債権となっていない</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080011	総務省	郵便の拠点間運送業務の市場化テスト	規制の根拠となる法令はないが、関係法令は、郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)第3条(及び第8条)	同法第3条で、日本郵政公社が郵便物の運送等を委託する場合には、原則として契約によらなければならない旨を定めている。	d	-	郵便物の運送等の委託について、同法では、委託する場合には、公社と運送事業者等との自由な意思に基づく合意、すなわち契約によることが原則であることを規定しているものであり、受託できる運送事業者等について法律上の制限が存在するわけではない。 なお、公社においては、特に長距離の郵便局間の郵便物の運送については、従来から公社自身では実施していない。また、平成15年4月の公社化以降、長距離線路(地域間)から順次一般競争入札を導入しており、入札の条件を満たせばだれでも入札に参加することが可能である。					
zB080012	総務省	簡保事業受託	- (簡易生命保険法)	-	e	-	政府は、簡易保険業務を含む郵政事業を2007年に民営化することを目的とした郵政民営化関連法案を提出したところ。法案は、7月5日に衆議院で可決され、現在参議院で審議が行われているため、法案成立後は、市場化テストの対象とされる官が担うサービスそのものが存在しないこととなるもの。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080011	総務省	郵便の拠点間運送業務の市場化テスト	5069	5069B001	1	1	個人	1	郵便の拠点間運送業務の市場化テスト	<p>&lt; 郵政公社 &gt; 郵便公社の郵便業務は、ポストから郵便局までの収集業務、郵便局（集配拠点）間の輸送業務、郵便局から各戸への配達業務の3つに区分される。このうち の拠点間業務の一部は、現状において、関係子会社（民間企業）にアウトソースされている。 本提案は、この拠点間の郵便輸送業務について、郵政公社本体あるいは関係子会社がその実施を担当している場合、当該業務に対して市場化テストを求めるものである。</p>	<p>輸送業務は、すでに郵政関係子会社（民間企業）の一部を担当していることから、も明らかのように、他の民間の輸送サービス企業で担えないとする合理的理由は考え難い。また、輸送業務は公権力の行使に関係する業務ではなく、市場化テストになじみやすいサービス領域である。</p>	<p>郵便の集配拠点間での郵便貨物の発送、受け渡し業務。なお一般運輸業務の担当実績があり、日本国内で輸送サービスネットワークを有する民間企業であれば、特に参加資格は問わない。</p>	不明	
zB080012	総務省	簡保事業受託	5069	5069B002	1	1	個人	2	簡保事業受託	<p>&lt; 郵政公社 &gt; 郵便公社の簡易保険業務全体を市場化テストにかけられるものである。</p>	<p>郵政公社の簡易保険業務は、民間の保険会社の提供するサービスと本質的に変わるところはなく、その業務全体の運営はむしろ民間の事業主体との競争を通じて行なう方が、コストの点のみならず、関連するサービスの質の向上が期待できるため。</p>	<p>郵便局で提供されている簡易保険業務</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080013	厚生労働省、 総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	放送法(昭和25 年法律第132号) 第32条 日本放送協会放 送受信規約第6 条等	・放送法第32条第1項の規定に 基づき、日本放送協会の放送を 受信することのできる受信設備 を設置した者は、同協会とその 放送の受信についての契約をし なければならないこととされてお り、当該契約に基づき、契約者 は、同協会に受信料を支払うこ ととなる。 ・受信料の支払方法は、放送法 第32条第3項の総務大臣の認 可に基づく日本放送協会放送受 信規約により、訪問集金、口座 振替及び継続振込と定められて いる。 ・同協会にあっては、受信契約 取次・受信料収納の業務を地域 スタッフと呼ばれる個人事業主 や民間企業等に委託して実施し ている。	d	-	NHKの受信料収納業務につい ては、既にNHK以外の民間に 委託済みであり、随時募集や提案 の受付を行って委託先を選定し ていると聞いている。	-				
zB080014	全省庁	公用車の運転業務受託	-	総務省発足当初から運転業務 の民間委託を一部実施済み。	d	-	総務省発足当初から運転業務 の民間委託を一部実施済み。		引き続きアウトソーシングの範 囲の拡大を検討願いたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080013	厚生労働省、 総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	5069	5069B003	1	1	個人	3	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	社会保険庁の徴収業務、およびNHKの 受信料徴収業務について、社会保険庁、 NHKがそれぞれ、同業務に対して市場 化テストを実施するもの。	社会保険料、NHKの受信料とも、その 納入は義務であり、各組織のスタッフが 徴収に向かっているところであるが、一 人で両方について督促がかけられられ ば、合理的な回収が実現できると考えら れる。	社会保険庁の徴収業務、NHKの受信料 徴収業務	調査中	
zB080014	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	4	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供 されている公用車サービスについて、そ のサービス提供を市場化テストにかけ るもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイ ヤー、タクシー事業の業務内容となら 変わるところはなく、当該サービスが公 務員によって提供されなければならない 合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に 呈して提供されている公用車サービス	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080015	全府省	バックオフィス系業務の民間委託		<p>【物品調達等】実施していない 【情報システム】「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)において、外部委託が推進されている。</p>	b c d d	【物品調達等】	<p>【物品調達等】物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は最適化計画の実施内容として掲げられた外部委託化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算進行管理システムを設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)」を行うこととしている。したがって、当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて要望のうち可能なものから実施していきたい。</p> <p>【給与】給与システムは、人事院等で開発している新人事・給与関係業務情報システムへ平成19年度から移行予定である。新システム移行後は、給与計算に係る多くの業務が自動化されることから、部分的に切り離してアウトソーシングすることは考えにくい。</p> <p>【情報システム】情報システムに係る業務については「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえ、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」を活用して、効率的、効果的に外部委託を推進しているところ。</p> <p>【広報】ホームページの管理、広報コンテンツ等の作成は既に民間企業のノウハウを取り入れて実施している。</p>				HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	
zB080016	総務省	救急業務の市場化テスト			e		公益法人が救急業務を独占している事実はない					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080015	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	4	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間に入札を行う。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB080016	総務省	救急業務の市場化テスト	5070	5070B017	1	1	個人	17	救急業務の市場化テスト	公益法人が独占している救急業務を民間開放する	現在、救急業務は救急救命士法12条により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は現状の公的病院だけでは迅速に対応できていないケースが生じている。	民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。  1.救急業務の対応力の向上 民間事業者も事業に係ることで、救急業務対応者の全体のキャパシティが向上するため対応力が向上する。 2.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 3.利用者の利便性の向上 民間事業者参入により連絡方法や輸送方法、情報のやり取り等で創意工夫が生まれ利便性が向上する。	救急救命士法12条1項 厚生労働大臣は、第2項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。 1.申請者が、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人以外の者であること。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080018	総務省	自動車税の支払(納付)代行業務	地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものと考えます。		回答では現行制度下で可能とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。			
zB080019	総務省	軽自動車税の支払(納付)代行業務	地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものと考えます。		回答では現行制度下で可能とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080018	総務省	自動車税の支払(納付)代行業務	5078	5078B001	1	1	株式会社ゼロ	1	自動車税の支払(納付)代行業務	自動車税のクレジットカード決済での支払の許可	<p>現行、現金払いや口座振替などによる納付が認められてるが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済での支払代行を行う。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで利用者の負担を軽減し収納の確実性も増す。</p>	<p>各都道府県のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・自動車税納税通知書番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。自動車税納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。</p>		
zB080019	総務省	軽自動車税の支払(納付)代行業務	5078	5078B002	1	1	株式会社ゼロ	2	軽自動車税の支払(納付)代行業務	軽自動車税のクレジットカード決済での支払の許可	<p>現行、現金払いや口座振替などによる納付が認められてるが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済での支払代行を行う。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで利用者の負担を軽減し収納の確実性も増す。</p>	<p>各市区町村のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・自動車税納税通知書番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。自動車税納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080020	総務省	不動産取得税の支払(納付)代行業務	地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	—	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものと考えます。		回答では現行制度下で可能とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。			
zB080021	総務省	固定資産税の支払(納付)代行業務	地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	—	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものと考えます。		回答では現行制度下で可能とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080020	総務省	不動産取得税の支払(納付)代行業務	5078	5078B003	1	1	株式会社ゼロ	3	不動産取得税の支払(納付)代行業務	不動産取得税のクレジットカード決済での支払の許可	現行、都税事務所(都税支所)・支庁の窓口のほか、銀行などの金融機関・郵便局での現金納付が認められてるが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済での支払代行を行う。不動産は高額になるため購入者の負担が大きい。分割払等支払い方法を選択できることで利用者の負担を軽減し収納の確実性も増す。	各都道府県のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・納税通知書による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。		
zB080021	総務省	固定資産税の支払(納付)代行業務	5078	5078B004	1	1	株式会社ゼロ	4	固定資産税の支払(納付)代行業務	固定資産税のクレジットカード決済での支払の許可	現行、納税通知書により現金払いや口座振替で年4回に分けて納めるが、オンラインのクレジットカード決済を導入することで支払手段が増えサービスの向上につながる。	各都道府県のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・納税通知書による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080022	内閣府、総務省、財務省、経済産業省	統計調査事業	特になし	各府省が必要な統計を独自に実施	C		統計調査の民間委託に関しては、「規制改革・民間開放3か年計画」(改定)に基づき、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施することとしている。		HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。なお、貴省の回答によれば、措置分類に関してCとされているが、aと理解してよいか。また、試験調査の実施等の具体的に必要な措置に係る内容については、当室と十分に協議の上、進められたい。			
zB080023	全府省	庁舎内サービスセンター事業	-	【国】実施していない	【国】b ・d 【地方公共団体】 d	【国】	物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は最適化計画の実施内容として掲げられた外部委託化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算進行管理システムを設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって、本省としては、同システムの開発の動向を踏まえて要望のうち可能なものから実施していきたい。 なお、文書廃棄については、すでに民間委託しているところ。 【地方公共団体】バックオフィス業務を含めた地方公共団体の事務事業全般については、アウトソーシング推進の観点から総点検を実施するよう各地方公共団体に要請するなど、地方公共団体の事務事業のアウトソーシングを積極的に推進しているところ。 なお、地方公共団体が、その事務事業を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされているところ。		【国について】HP上の本文『「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)』の(注)の通り。【地方自治体について】地方公共団体がその事務事業を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされているところ。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080022	内閣府、総務 省、財務省、 経済産業省	統計調査事業	5084	5084B001	1	1	民間企業	1	統計調査事業	<p>現在官が行っている指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務。 具体的には、調査実施時期や規模、法規制の緩和状況などの要件が揃えば、下記に掲げる調査事業などが市場化テストの対象になると考えます。</p> <p>(内閣府所轄の承認統計) 企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 (総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 (経済産業省の指定統計) 商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、工場立地動向調査 (中小企業庁所轄の承認統計) 企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など企業・事業所を被調査先とする統計調査。</p>	<p>(1) 企業を被調査先とする調査は、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速に反映できておらず、実態とのズレが生じているが、民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性を高められます。 (2) 民間の「名寄せ」の技術などを活用すれば、被調査先企業を効率的に一元管理でき、各種統計調査を一つのデータベースのように登録・保管、多面的な検索が可能となり、民間活用を促進させることができる。 (3) 民間が先行するオンライン調査の技術が導入でき、より迅速な調査報告が可能となる。</p>	<p>(1) 統計法5条：政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。 国等から委託を受けた事業者も、人又は法人等に対して申告を命ずることができるようにしていただきたい。 (2) 統計法12条：統計調査員を置くことができるのは、政府、地方公共団体の長又は教育委員会に限られている。 委託を受けた事業者も統計調査員を置くことができるように改正していただきたい。 (3) 統計報告調整法第3条：「統計報告」の定義は、「行政機関が、直接又は地方公共団体の機関を通じ、人又は法人等に対して、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告」と定義されており、民間事業者が被調査主体に対して報告を求める際に問題があるのではないかと。「直接又は地方公共団体の機関を通じ」を「直接、地方公共団体又はそれらのものから委託を受けた機関を通じ」にしたい。 (4) 「統計調査の民間委託に関するガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)：民間委託の推進対象業務の範囲等の(注)において、調査員調査による統計調査の民間委託を推進対象としないと定義されているように理解できます。 調査員調査の民間委託推進のガイドラインを作っていただきたい。</p>		
zB080023	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	4	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	<p>各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。</p>	<p>市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。</p>	<p>全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス</p>	<p>特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。</p>	<p>別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由：内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080024	財務省 総務省	徴税業務	地方税法第1条 第1項第3号、第 167条第5項及び 第6項等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。)	e	-			規制改革・民間開放推進3カ年計画において、「地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴税業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考え、したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。」とされているところである。本計画を踏まえて、貴省回答において民間事業者への業務委託ができないとされている事務も含め、民間開放の推進をさらに検討されたい。			
zB080025	総務省、財務省、 経済産業省	統計業務	特になし	各府省が必要な統計を独自に実施	C	.	統計調査の民間委託に関しては、「規制改革・民間開放3カ年計画」(改定)に基づき、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関する業務を民間に包括的に委託することに関して具体的などのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施することとしている。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、貴省の回答によれば、措置分類に関してCとされているが、aと理解してよいか。また、試験調査の実施等の具体的に必要な措置に係る内容については、当室と十分に協議の上、進められたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080024	財務省 総務省	徴税業務	5093	5093B001	1	1	大阪商工会議所	1	徴税業務	・国税や地方税等の徴税業務を、税目ごとの壁を取り除いて一括受注できるよう制度改正を行った上で、成功報酬方式等による民間開放を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料の徴収ではコンビニ窓口での支払いやクレジットカードによる決済など納付手段を多様化する試みが進められている。</li> <li>・今後は徴税業務の分野においても、納税率を高めるべく、民間活力を利用して納税者の利便性を高める手段を講じていくべき。</li> <li>・とりわけ滞納税者に対する徴収業務については、一つの徴収先が複数の税目に関わる場合が多く、税目にかかわらず、業務を受注できる民間事業者が大いに強みを発揮できる分野である。</li> </ul>			
zB080025	総務省、財務省、経済産業省	統計業務	5093	5093B002	1	1	大阪商工会議所	2	統計業務	・統計業務について、所轄官庁にかかわらず一緒に行った方が効率的なものについてはひとまとめにした上で、市場化テストに付す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計業務には、かなりの専門性が必要。</li> <li>・政府においても人事異動等で一定の配慮はしているものの、「視野が広く厚みのある専門スタッフを確保・育成するには至っていない」(内閣府・経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」より)。</li> <li>・民間事業者の中には統計のみを行っている業者も多く、専門的知識を擁する人材を十分に確保している。</li> </ul>			



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 内容	措置の概要 (対応策)
zB080026	総務省、法務省	NHK受信料の徴収・回収業務	放送法(昭和25年法律第132号)第32条 日本放送協会放送受信規約第6条等	<p>・放送法第32条第1項の規定に基づき、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされており、当該契約に基づき、契約者は、同協会に受信料を支払うこととなる。</p> <p>・受信料の支払方法は、放送法第32条第3項の総務大臣の認可に基づく日本放送協会放送受信規約により、訪問集金、口座振替及び継続振込と定められている。</p> <p>・なお、NHKの受信料収納業務を民間に委託することは、現行制度下で対応可能であり、同協会にあっては、既に受信契約取次・受信料収納の業務を地域スタッフと呼ばれる個人事業主や民間企業等に委託して実施している。</p>	d	-	NHKの受信料収納業務については、既にNHK以外の民間に委託済みであり、随時募集や提案の受付を行って委託先を選定している。	NHKにおいては、受信料収納業務等の直接・間接の費用に関する情報の開示について、NHK情報公開基準に則り情報公開の仕組みを整えているところである。	<p>要望者からの再検討要請は以下の通り。</p> <p>総務省の回答によれば、「NHKの受信料収納業務については、既にNHK以外の民間に委託済みであり、随時募集や提案の受付を行って委託先を選定している」とのことであるが、提案者からNHKに確認したところ、現実の運用上委託先は「フローラルスタッフ」と呼ばれる契約収納業務専門の女性スタッフと、「地域スタッフ」と呼ばれる個人事業主に限定されており、今回提案しているサービサーなどの法人は排除されている。このため、法人であるサービサーも委託先の選択肢として排除しないよう、運用改善をお願いしたい。</p> <p>また、情報開示について、総務省回答によれば、「NHK情報公開基準に則り情報公開の仕組みを整えているところである」とのことであるが、具体的にはどのような情報についてどのように入手できるのか、教えて下さい。なお、当方が求めている情報は、既に要望したように、NHKが現在行っている徴収、回収、催告、調査、訴状作成などの業務についての人員、事務量、費用などの情報であるが、これらの情報について御指摘の仕組みにより入手可能なのでしょうか。</p>		
zB080027	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項等	<p>平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。</p> <p>(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者へ委託することはできない。)</p>	e	-	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。		<p>総務省の回答によれば、「NHKの受信料収納業務については、既にNHK以外の民間に委託済みであり、随時募集や提案の受付を行って委託先を選定している」とのことであるが、提案者からNHKに確認したところ、現実の運用上委託先は「フローラルスタッフ」と呼ばれる契約収納業務専門の女性スタッフと、「地域スタッフ」と呼ばれる個人事業主に限定されており、今回提案しているサービサーなどの法人は排除されている。このため、法人であるサービサーも委託先の選択肢として排除しないよう、運用改善をお願いしたい。</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080026	総務省、法務省	NHK受信料の徴収・回収業務	5096	5096B001	1	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	1	NHK受信料の徴収・回収業務	現在NHKの職員で行っているNHK受信料の徴収・回収等の業務を民間に委託していただきたい。民間委託する際に放送法等現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社がNHKの料金徴収に係る徴収・回収等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくだけでも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。日本放送協会の行う料金徴収や延滞債権の回収をはじめとして、文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの業務をサービサーが行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	NHK受信料の徴収、延滞債権の回収、文書・電話催告、現地調査、訴状作成などの業務	放送法、日本放送協会受信規約その他の関連規定	日本放送協会が現在行っている徴収、回収、催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。
zB080027	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	5096	5096B002	1	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	2	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくだけでも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの業務を行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	地方自治体の地方税の徴収業務に関する文書・電話催告、現地調査、訴状作成等	地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)、債権管理回収業に関する特別措置法	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080028	総務省、法務省	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者へ委託することはできない。)	e	-	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。		「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。			
zB080029	総務省	地方公共団体における物品調達・支払業務のクレジットカードシステムによる代行業業	地方自治法第232条の5	第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。 2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。	C		地方財務会計制度は、地方公共団体の行政が公正を第一義として、かつ効率性・経済性を確保しようという観点から構築されているところである。こうした観点を踏まえた上で、クレジットカードの活用という選択肢も含めて、効率的な方法を追求することは検討すべき課題であり、具体的な提案があればそのメリット等も含めご提示いただきたい。		回答では「地方財務会計制度は、地方公共団体の行政が公正を第一義として、かつ効率性・経済性を確保しようという観点から構築されているところである。」とあるが、要望理由にも記した通り、現行制度における物品調達業務の問題点として、物品調達プロセスは紙ベースが主流であり、また決済プロセスについても法律や会計規則等により詳細に規定されていることから、職員の仕事負担が大きい、一般的に一回あたりの調達金額が一万円以下の調達が過半を占めるといわれる中で、商品選定及び業者選定において効率化が図られていない、運用上の面から限られた業者から調達している傾向があり、業者及び物品調達を決定した後見積を他業者から取る等、特に経済性・効率性の面において機能的とは言い難い。 また、落付資料にも示した通り、実際の市町村ヒアリング結果においても、業務効率化の観点から、現状に比べて効率化が期待できるという意見を多数頂戴しており、さらに公正の観点から、管理者にとって、一括管理できることが大きなメリットであるとの意見も頂戴している。さらに米内政府等ではクレジットを活用した物品調達管理により公正、効率、経済性を最大化する成果を出していると聞いており、日本政府においてできないことはないと考える。 回答では、措置の分類を「C(対応不可)」とされているが、本提案は「IT政策パッケージ・2005」の方針に則った内容であり、また市町村のヒアリング結果からも、現行制度を公正性、効率性、経済性の面で改善する効果のある手段であると当方は考えているので、対応可能と改めて頂きたい。 このような当方の考え方に反して、現行制度の方が当方の提案より公正性、効率性、経済性の面で優れていると総務省が主張するのであれば、この真偽を検証する意味でも、本提案に賛同する市町村等と共同して実証実験(市場化テスト)を実施することを希望して頂きたい。 回答では「クレジットカードの活用も含めて効率的な方法を追求することは検討すべき課題」とあるが、これは「総務省においてクレジットカードの活用も含めて効率的な方法を検討する」と約束いただいたものと理解したが、そのような理解で良いでしょうか。具体的な検討スケジュールについて明示いただきたい。なお、検討に当たっては当方も提案者として協力を惜しまないで役立たせて頂きたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080028	総務省、法務省	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	5096	5096B003	1	2	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	3	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	国民健康保険法第80条の2(保険料の徴収の委託)の範囲を拡大し、サービスが徴収関連業務を受託することを可能としていただきたい。 地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくのでも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	国民年金保険法、地方自治法243条、債権管理回収業に関する特別措置法	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用を開示していただきたい。
zB080029	総務省	地方公共団体における物品調達・支払業務のクレジットカードシステムによる代行業業	5098	5098B001	1	1	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	地方公共団体における物品調達・支払業務のクレジットカードシステムによる代行業業	地方自治法令に定める物品調達・支出に関する業務プロセスを簡素化・柔軟化できるような制度改正を行った上で、地方公共団体の物品調達・支出の業務をクレジットカード会社等が担い、クレジットカードシステムを活用したネットでの購入・支払いシステムを運営する。	現状の物品調達業務の問題点として、物品調達プロセスは紙ベースが主流であり、また決裁プロセスについても法律や会計規則等により詳細に規定されていることから、職員の業務負担が大きい、商品選定及び業者選定において効率化が図られていない、運用上の面から限られた業者から調達している傾向があり、必ずしも安価に物品を調達していない、等が挙げられる。これらの問題点の解決策として、クレジットカードを活用した電子的物品調達システムの導入により解決可能と考える。本システムの導入により、導入側の地方公共団体においては、調達プロセスの簡素化・会計処理の単純化・支払業務の軽減等が可能となり、事務コストの削減・職員の生産性向上を図ることができる。また、取引業者側においても、請求事務・入金管理業務等のコスト削減や、代金回収の早期化によるキャッシュフローの改善等、メリットが多い。また、カード会社が介在することにより、取引データの提供による詳細な支出分析、モニタリング等も可能となり、透明性の向上にも寄与するものである。尚、米国政府では、既に同様のシステムが政府主導で導入されており、そのコスト削減効果は、年間14億ドルと推定している。(2004年度実績、米国一般調達局[GSA]試算)	・複数の地方公共団体について、その物品調達・支出業務(商品選定、購入問い合わせ、発注、納品物検査、支出命令、支払いという一連の業務プロセス)を、クレジット会社等が担い、電子マーケットシステム(被調達業者選定・管理・支援、電子カタログ掲載・更新、受発注管理・配送管理等の調達フロー管理)、クレジット共同処理システム(共同処理のための仲介・管理、購入履歴情報管理、クレジットによる支払い)、を軸とする共同アウトソーシングシステムを構築・運営する。 ・まずは本件主旨に賛同する地方公共団体、商品供給業者の参画を得て、実証実験を実施。 ・実証実験により効果を確認後、全国的に拡大。	物品調達プロセスについては、地方自治法第232条-第232条の6及び地方自治法施行令第161条-165条の8で規定されており、それらの改正が必要。中でも地方自治法施行令第165条の3で支出事務の委託可能な範囲が限定的に規定されている点は特に問題。	・現行の地方公共団体の行う物品調達・支出業務について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報も含めて、所用人数、業務量、事務処理費用・時間といった情報を開示する必要がある。 ・本構想については、岐阜県西美濃地域において共同調査研究を実施しており(「電子調達に係る市町村等のフロントオフィス業務の共同アウトソーシングに関する調査研究」(平成15年2月))、具体的な事業の内容について研究を進めてきているものもあり、フィージビリティが非常に高い。(報告書添付) ・また、「IT政策パッケージ

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080030	総務省	地方公共団体における税金収納業務 のクレジットカードによる代行業業	地方税法第20条 の6	地方税については、地方税法 第20条の6に第三者納付が規定 されていることから、立替払方 式であればクレジットカードを 使って納付を行うことは現行制 度上可能である。	d	—	現行制度上可能であるが、地 方団体がカード会社に対して手 数料を支払う契約とする場合 は、当該手数料の水準について 他の支払手段における手数料と の均衡を考えながら当事者間で 適切に決定して頂くべきものと 考える。		回答では現行制度下で可能とさ れているが、要望者からの以下 の更なる意見を踏まえ、具体 的な対応策を改めて検討され たい。  クレジットカードによる納付につ いては、現行の他の支払手段と 比較して、利用者側は、分割払 いやボーナス払い等支払い方 法の多様化による利便性や、 カード会社が提供するポイント サービスや各種サービスを受 受することが可能となり、行政側 においても現金処理のリスクや 事務コスト削減、収納督促業務 及び臨戸収納等の事務経費削減 等の効率化に寄与するもので あることから、その手数料につ いて単純に比較することは困難 である。  また、カードで決済され、行政 側に支払われた立替金をカード 会社が回収できないリスクの 大小は、トランザクションで なく決済金額の大小に連動 するものであり、一件あたり 手数料といった概念を適用し 難い。 したがって、実施に際しては、 これらの効果を踏まえ、適切 な手数料設定が必要であると考 える。			
zB080031	総務省	地方税の徴収代行業業	地方税法第20条 の6	地方税については、地方税法 第20条の6に第三者納付が規定 されていることから、立替払方 式であればクレジットカードを 使って納付を行うことは現行制 度上可能である。	d	—	現行制度上可能であるが、地 方団体がカード会社に対して手 数料を支払う契約とする場合 は、当該手数料の水準について 他の支払手段における手数料と の均衡を考えながら当事者間で 適切に決定して頂くべきものと 考える。		回答では現行制度下で可能とさ れているが、具体的な対応策を 改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080030	総務省	地方公共団体における税金収納業務 のクレジットカードによる代行業業	5098	5098B002	1	1	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	2	地方公共団体における税金収納業務のク レジットカードによる代行業業	地方公共団体の税金収納業務(特に自動 車税、軽自動車税の収納)をクレジット カード会社等が担い、ネットを通じたク レジットカードによる納付を受け(立 替払い方式)、必要な処理を行う。 (構造改革特区第5次提案において総務 省より「地方税法第20条の6に第三者 納付が規定されていることから、立替払 い方式であれば、クレジットカードを 使って納付を行うことは、現行制度上可 能。」との回答されており、制度上の問 題はない。)	・e-Japanの活動として、公金の 収納について、マルチペイメントを活用 する方向で整備が進みつつある。 ・一方、日本総研によるアンケート調査 (有効回答数1,000)では、6割程度の国 民が自動車税/軽自動車税をクレジット カードで支払いたいとの意向を示してい る。 ・マルチペイメントについては、マルチ ペイメントネットワーク推進協議会が中 心となって、その普及に尽力されている ところであるが、全市町村をカバーする 決済ネットワークとなるには、まだ相当 の時間を要すると考えられるところであ る。 ・将来的には、普及したマルチペイメン トネットワークを活用してクレジット決 済を行うことも可能になると見込まれる ところであるが、この実現を待ってい ては、すぐにも利用したいという市場 ニーズを無視することとなり、将来的に もこのクレジットカードによる決済マー ケットを失ってしまうことになりかねな い。 ・そこで、既存のクレジットカードの ネットワークを活用して、銀行振替率の 最も低い自動車税/軽自動車税の収納を クレジットカードで実施することによ り、事務効率改善のメリットや決済情報 の透明性・確実性を実証することによ り、将来的にクレジットカード決済を 実現することの有効性を全国の市町村に 提示するものである。	・税の納付サイトを設置し、市場化実証 実験の趣旨を理解する自治体の参画を得 て、実験を行う。 ・納付サイトには、事前に自治体の税収 納データのDBを自治体のDBとは切り 離して保有し、国民が自動車税/軽自動 車税のどちらかを選択した後、納税者番 号で納付額を確認し、カード番号を入力 してサブミットさせる。 ・その後は現状のクレジットカード決済 のプロセスに則って、収納を行う。 ・サイトはSSLを利用する等セキュリ ティ及びプライバシーには十分配慮する ものとする。	地方公共団体の運用	・現行の地方公 共団体の行う税 金収納業務につ いて、関連する 直接的な費用の みならず、間接 的な費用に関す る情報も含め て、所用人数、 業務量、事務処 理費用・時間と いった情報を開 示する必要がある。 ・米国において は、自治体の税 /料金の収納 は、例外なくク レジット決済が 可能になってい ます。 ・これは、自治 体側にとって、 事務手続きが簡 略化されるだけ でなく、確実に 収納でき、利用 者(住民側)も 自宅から決済が できて非常に利 便性を感じてい るからにほかな りません。 ・しかしなが ら、わが国で は、オンライン の税金収納はマ
zB080031	総務省	地方税の徴収代行業業	5103	5103B001	1	1	株式会社オーエムシーカード	1	地方税の徴収代行業業	地方税(自動車税、軽自動車税、国民健康 保険税、固定資産税等)のクレジットカード 決済の活用	クレジットカード決済の利便性を納税者 に提供しつつ、自治体の徴収業務の効率 化、及び継続して徴収業務を進めること による徴収率のアップが図れる。		地方自治法(第231条、第237条)、地方 自治法施行令(第155条、第153条)、国民 健康保険法(第80条、第81条)、地方税法 341条、343条、350条、359 条、734条、東京都都税条例122条	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080032	総務省	転居情報の一括管理、活用サービスの導入	無し		d		現状において、本人の申請等に基づき転居情報を一括して官庁・企業等へ提供することを規制する制度は存在しない。					
zB080033	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。	b		クレジットカードによる使用料・手数料等の収納については、現在当省において検討中である。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080032	総務省	転居情報の一括管理、活用サービスの導入	5103	5103B003	1	1	株式会社オーエムシーカード	3	転居情報の一括管理、活用サービスの導入	個人情報の安全な有効活用のため、官民共同で法律で定めた一定の基準のもとに「サービビューロー」を設置、官民からのリストの持ち寄り、洗い替えを行い、利用目的等において一定の基準を満たす官庁、企業に提供するという提案。	不配、事務処理、配達コストのムダをなくし、消費者もそのコストの転化を避けることができる。また、個人情報活用の信頼性の醸成及び悪質業者の排除にもつながる。			
zB080033	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	2	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負担を緩和し、消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の導入	一時的な高額負担に対する消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の活用したい			



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080034	総務省	水道料金のクレジットカード決済	地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。	b		クレジットカードによる使用料・手数料等の収納については、現在当省において検討中である。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。			
zB080035	総務省	自動車税の分割支払	地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。		回答では現行制度下で可能とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080034	総務省	水道料金のクレジットカード決済	5103	5103B009	1	1	株式会社オーエムシーカード	9	水道料金のクレジットカード決済	都道府県等が徴収している水道料金の カード決済を行う。	徴収業務の効率化と徴収率の向上と合わ せ、納付者の利便性の向上を図るため。			
zB080035	総務省	自動車税の分割支払	5109	5109B002	1	1	株式会社オリエントコーポ レーション・オリファサービ ス債権回収株式会社	2	自動車税の分割支払		信販会社等が一括して税金を納め、信販 会社は納税者から分割して償還を受け る。/また延滞した顧客に対する督促・ 集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080036	総務省	公共施設のカード決済	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2	地方公共団体の公金については、法令で特別の定めがない限り、詩人に公金の取り扱いを委託することができない。	b	-	クレジットカードによる使用料・手数料等の収納については、現在当省において検討中である。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。			
zB080037	財務省 総務省	債権の資金化(流動化)	-	-	-	-	具体的な要望内容が不明のため、明らかとなってから検討したい。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080036	総務省	公共施設のカード決済	5109	5109B005	1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	5	公共施設のカード決済		公共施設のカード決済 / また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	利用顧客の利便性		
zB080037	財務省 総務省	債権の資金化(流動化)	5109	5109B008	1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	8	債権の資金化(流動化)		一般事業者の国又は地方公共団体に対する債権を担保として資金借入を行う手段の提供	資金提供手段		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080038	財務省 総務省	資金決済手段の多様化ならびに回収	-	-	-	-	具体的な要望内容が不明のため、明らかとなったから検討したい。					
zB080039	厚生労働省、 総務省、財務 省	国立病院の医療費の分割支払ならび にカード決済	地方自治法第2 31条、地方自治 法施行令第154 条	地方公共団体の歳入を収入す るときは、これを調定し、納入義 務者に対して納入の通知をしな ければならない。	b		クレジットカードによる使用料・ 手数料等の収納については、現 在当省において検討中である。		平成18年度までに実施される ことの可否について改めて検討 されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080038	財務省 総務省	資金決済手段の多様化ならびに回収	5109	5109B009	1	1	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	9	資金決済手段の多様化ならびに回収		国又は地方公共団体に対するあらゆる債権及び債務の代金決済手段の提供及びその回収	合理化・及び効率化		
zB080039	厚生労働省、 総務省、財務 省	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済	5109	5109B012	1	1	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	12	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済		信販会社等が一括して医療費を納め、信販会社は患者等から分割して償還を受ける。/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	地方独立行政法人法	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080040	総務省	地方税徴収等の委託範囲の拡大	地方税法第1条 第1項第3号、第 167条第5項及び 第6項等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。)	e	-	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。		規制改革・民間開放推進三カ年計画において、「地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴税業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考え、したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。」とされているところである。本計画を踏まえて、貴省回答において民間事業者への業務委託ができないとされている事務も含め、民間開放の推進をさらに検討されたい。			
zB080041	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条 地方税法第20条の10	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(住民基本台帳法第12条) 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。(地方税法第20条の10)	c		住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めとする厳正な服務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。また、住民票の写し及び納税証明書等に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。住民票の写し等には住民情報が記載されており、また、納税証明書等には税額に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、現実の状況を踏まえた地方公共団体からの提案であり、その趣旨を踏まえて、再度検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080040	総務省	地方税徴収等の委託範囲の拡大	5110	5110B002	1	1	足立区	2	地方税徴収等の委託範囲の拡大	<p>地方税の徴収に関しては、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」の中で、「地方税徴収の民間開放推進」が盛り込まれた。一方、既に総務省通知により、公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないとされ、公権力の行使に関連する補助的な業務の民間委託を禁じてはいないとし、制限列挙的に民間委託できる業務を例示している。</p> <p>しかし、歳入確保は国、地方いずれにおいても大きな課題であり、有効な民間活用が図られるよう、委託できる業務の範囲を見直し、業務の軽重により民間委託できる場合の基準を再度明確にし、必要な規定の改定をされたい。</p> <p>また、個人情報保護の観点から民間委託する場合における守秘義務の適用範囲、罰則などについて民間事業も含む内容となるよう規定を整備されたい。</p>	<p>国は、本年3月に平成17年度からの5年間に及ぶ集中改革プランの策定を各自治体に促し、地方税の徴収率向上への積極的な取り組みとその進捗状況の住民へのわかりやすい公表を求めている。</p> <p>既に足立区では、自動電話催告システムの導入や、専門非常勤による徴収嘱託員の導入など、他の自治体に先駆けて積極的な策を展開してきた。</p> <p>しかし、今後税制改正による課税客体の広がりもあり、さらなる工夫による歳入の確保に迫られている。民間委託できる領域が広がることにより、民間事業者のノウハウを活用しながら徴収率の向上が期待できる。</p>	<p>地方税の滞納処分については、国税徴収法に準じて処理されている。ここで定められる滞納処分の範囲は、差し押え、公売、分納誓約、延滞金免除、執行停止、不能欠損等(順不同)があげられるが、これらの相談機能を包含する業務委託を民間事業者に開放することによって、徴収能力の向上、徴収業務の効率化を図ることができる。</p> <p>(徴収率を向上し歳入を確実に確保するものとして口座振替制度がある。しかし、近年その数は伸び悩んでいる。税のみにかかわらず、国民健康保険料、介護保険料、保育料、学童保育室保護者負担金等において口座振替制度が実施されているが、同様にその数は近年伸び悩んでいる。そこで、これらを拡大するために軽易な賞品を特典として与えるなどによる「口座振替キャンペーン」などを考えたいが、国の解釈では、地方財政法第2条の規定により口座振替制度加入者などに特典として賞品を供与することには、積極的な理由がないとされており、工夫を図れない状況もある。)</p>	<p>地方税法第1条で徴税吏員は都道府県吏員、市町村吏員とされ公務員に限定されている。また、地方税法により滞納処分(差し押え、公売、分納誓約、延滞金免除、執行停止、不能欠損)に係る各条の規定があり、執行できるのは徴税吏員とされている。なお、地方税法22条においては、対象となる者の範囲、対象となる事務の内容などを示し、秘密漏洩に関する罪が規定されている。</p>	
zB080041	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	5110	5110B003	1	1	足立区	3	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	<p>足立区においては、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金・・・等に関する事務(台帳作成・各種証明発行・各種資格得喪届・・・等)を取り扱う機能を有する区民事務所(その他の別機能も有している)という機関がある。</p> <p>これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳、戸籍法、地方税法、国民健康保険法等)の規定を改定されたい。</p>	<p>現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるがため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のローテーション勤務、非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会の拡大が期待できる。</p> <p>また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が担う場合に生じる、4、5月という1年の中でも一番の繁忙期における人事異動による一時的な戦力ダウンを回避することが可能となる。</p>	<p>区内に点在する17箇所の区民事務所の窓口業務を包括的(17箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上が期待できる。</p>	<p>戸籍法 住民基本台帳法 国民健康保険法 国民年金法等における関連規定で委託の範囲を拡大する規定整備を図られたい。</p> <p>地方自治法 地方税法 介護保険法</p>	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080042	総務省、厚生 労働省	多機能型コールセンターの設置		現行制度下においても、コールセンター職員が公権力の行使にあたらない業務や補助的な業務を行うことは可能。具体的には、滞納者への電話催告や自主的な納税を呼びかけること。	d	—	現行制度上可能であるが、納税者に関する情報の保護を特段の配慮と慎重な取扱いをもって十分留意することが必要と考えられる。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、「現行制度下においても、コールセンター職員が公権力の行使にあたらない業務や補助的な業務を行うことは可能」とされているが、逆に民間委託できない業務について具体的にご教示願いたい。			
zB080043	総務省、財務 省	公金収納(使用料・手数料・税金等)の 収納代行業務	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2、地方税法第20条の6	地方公共団体の公金については、法令で特別の定めがない限り、私人に公金の取り扱いを委託することができない。地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは可能である。	(使用料・手数料等) b (地方税) d		第三者納付の規定がある地方税については、立替払方式であればクレジットカードを用いた納付が可能であるが、その他の使用料・手数料に係るクレジットカードによる納付については、現在検討中である。		使用料・手数料に係るクレジットカードの利用について、平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望	
zB080042	総務省、厚生 労働省	多機能型コールセンターの設置	5110	5110B004	1	1	足立区	4	多機能型コールセンターの設置	コールセンターを単なる問合せ機能の充実、住民ニーズの把握だけにとどめず、税・保険料等の納付催告、各種相談機能を付加するなど多目的な活用が図られるよう、関連法規（個人情報保護法、各業務関連）の規定を整備されたい。	複数の組織の共通業務である、住民からの個別な各種の問合せ及び各種の催告・相談をITの活用により、コールセンターに集約・組織化し、業務改革を進める。これにより質の良いサービスの提供を図ることができる。	総務事務のアウトソーシングによる内部業務プロセスの改革を進めるとともに、その一貫として、コールセンターの有効活用の視点に立ち、業務によっては、個人情報に関する業務についても取扱うことにより、コールセンター業務の幅が広がり、民間活力を生かす機会の拡大と創意工夫を図ることができる。	業務内容による各個別法（地方税法、国民健康保険法・・・等）の規制		
zB080043	総務省、財務 省	公金収納(使用料・手数料・税金等)の 収納代行業務	5119	5119B001	1	1	民間企業	1	公金収納(使用料・手数料・税金等)の収納 代行業務	当社会員1,310万名(2005年5月20日現在)のクレジットカードを活用した収納。	現行、公金収納のチャネルは金融機関・郵便局・税務署の窓口支払いや口座振替での支払いとなっています。今後、マルチペイメントネットワークを利用したインターネットバンキング、モバイル決済などのチャネルを活用した支払いが拡大すると思われます。また、前項並びにコンビニでの公金収納代行(地方税・自動車税)が拡大する中でクレジットカードでの収納のご要望が高まりつつあります。収納率の向上と事務コストの軽減が可能と思われます。	収納代行が実現した場合、次の効果があると考えます。クレジットカードの口座より引き落としを行い、引き落としが出来ない場合、当社小会社のサーバーにて回収代行させていただくことにより収納率の向上が図れます。	国税の電子納税を実現するためには、マルチペイメントネットワークとの接続が望ましい。 特許、実用新案商標、意匠等の申請手数料は現行の印紙納税制度の代わりに現金を予納する保管金システムの構築が必要。 地方公共料金の第三者納付に関する法令が無いため、地方自治体によって第三者納付の見解が異なっております。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB080044	総務省	「過疎地域郵政事業」	- (簡易生命保険法)	規制なし	e	-	(措置理由) 保険料のクレジットカードによる 収納については、簡易生命保険 法等の現行法令上、規制してい るものではないため。					
zB080045	総務省	固定資産家屋評価業務の補佐業務の 民間委託	地方税法第403 条第2項、第40 5条	固定資産の評価に関する事務 に従事しているのは市町村の職 員である。	C		<p>要望内容は、家屋の調査及び評価付設の 業務を包括的に民間委託するものと思われ るが、これらは評価業務の補佐業務ではな く、固定資産の実地調査や評価そのもの(評 価調書の作成等、地方税法第408条、第4 09条参照。)である。 固定資産の実地調査及びそれに基づく評 価は、公権力の行使である固定資産税の賦 課処分と一体をなす事務である。これらは審 査申出の対象となるなど課税庁として説明 責任が生ずるものであるほか、実地調査に ついては罰則によって担保された質問検査 権(例えば、家屋内部への強制的な立ち入り 調査等)に裏打ちされて実施するものである ことから、民間委託にじまないと考えられ る。</p> <p>一方で、現行法でも、民間の専門的知識、 経験を有する者を評価員、評価補助員に選 任することは可能であるほか、上記に係る補 助的業務(例えば、航空写真の撮影等外観 から判別できる現況把握や各種の課税参考 資料の作成)については民間に委託すること は可能である。</p> <p>なお、土地評価における民間委託とは不動産 鑑定士による鑑定評価を指していると思 われるが、標準地の鑑定価格を評価水準の 指標として活用しているだけであり、評価事 務自体は市町村が行っている。</p>	<p>要望者からの下記の更なる意見を踏ま えて、改めて検討され、具体的な対応 策を示されたい。 本件要望の固定資産評価補助員の行 う固定資産家屋(新・増築)評価業務の 補佐業務としては、 調査は、固定資産評価補助員に同 行し、固定資産評価補助員が行う間取 り・仕様資料・施工量・施工の程度等の 調査の補助を行う 評価は、固定資産評価補助員の行 う評価調書の作成の参考資料として、 調査結果から評点数・施工割合・補正 率・面積・個数等を付設・算出し、また、 間取図・施工割合及び補正率計算等の 根拠資料の作成を行う と考えております。 以上のとおり、公権力を行使したり質問 検査権を得たりして実地調査や評価そ のものをを行うものではなく、あくまで固 定資産評価補助員の評価事務の課税 参考資料の作成の補助的業務(お手伝 い)であり、家屋の調査及び評価付設 の業務を包括的に民間委託することを 希望しているものではありません。 そこで、各種の課税参考資料の作成は 民間に委託することは可能であるとの 貴庁の見解から、このような家屋評価 の補助的業務も民間に委託することが 可能であることを明文化していただき たい。 また、都道府県が行う不動産取得税賦 課のための家屋評価についても、同様 の措置をお願いいたします。</p>				

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB080044	総務省	「過疎地域郵政事業」	5119	5119B004	1	1	民間企業	4	「過疎地域郵政事業」	現在、郵政公社が行っている事業で、採算性が低い過疎地の4機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）の内、簡易保険に関するクレジットカードによる収納ならびに代理店事業。	現在、民間の損保会社全社及び外資系生保を主体にクレジットカードによる収納代行が拡大し、ポイント特典などのサービスもあり、お客様の支持を得ております。郵政公社の簡易保険についてもクレジット払いのご要望があり、加入者の利便性向上並びに収納の事務コスト、職員の負荷軽減につながるものと思われます。	クレジット収納が実現した場合、次の効果があると考えます。 収納率が向上し、滞納者へ督促する事務コストが軽減されます。 加入者の利便性が向上します。 カード会社が提供するポイント特典などのサービスを加入者が享受できます。 代理店制度が実現した場合、クレジットカード会員へ定期的な簡保のご案内が行え、地域での営業力が更に高まり、サービスが向上します。		
zB080045	総務省	固定資産家屋評価業務の補佐業務の民間委託	5126	5126B001	1	1	民間企業	1	固定資産家屋評価業務の補佐業務の民間委託	地方税法第405条に規定する固定資産評価補助員の行う固定資産家屋（新・増築）評価業務の補佐業務として、家屋の調査及び評価業務を民間に委託できるよう通達を出していただきたい。	地方税法上、固定資産の価格の決定は市町村長が行う（法第403条第1項）。固定資産の評価は、固定資産評価員又は市町村長が行う（法第404条第1項・第4項）こととなっているが、実際には、固定資産評価員の職務を補助する固定資産評価補助員が行っている（法第405条）（添付資料1）。この固定資産評価補助員が行う固定資産家屋評価業務を補佐する業務として、家屋評価に関する知識及び経験を有する不動産鑑定士等の有資格者が行うことにより、評価の精度の向上が期待でき、市場化テストによる評価業務のコスト削減が図れる。更に、課税の目的で課税者自らが評価するより第三者評価が信頼性が保てる。なお、固定資産土地評価（標準地評価・路線価評価・画地評価等）は、既に民間委託されている。	固定資産評価補助員が行う家屋の評価業務を補佐する業務として、家屋の調査及び評価業務を、家屋評価に関する知識及び経験を有する不動産鑑定士等の有資格者が行う。その効果として、評価の精度のさらなる向上が期待でき、家屋の調査に要する固定資産評価補助員（市町村の職員）が通常2名から1名に削減でき、家屋の評価に要する固定資産評価補助員も大幅に削減できる。	地方税法第405条の条文では市町村の職員に限定されていないが、同法403条第2項の規定（添付資料1）及び同法405条についての固定資産税逐条解説（添付資料2）により、多くの市町村が家屋の調査及び評価業務についても、市町村の職員に限定されているものと誤解され民間委託を阻害している。	添付資料1：地方税法第403条～405条の条文抜粋。添付資料2：地方税法第405条の「固定資産税逐条解説」抜粋。関連要望として、都道府県が課税する不動産取得税の家屋評価についても、民間委託ができるよう通達を出していただきたい。